

公 示

旅客自動車運送事業用自動車の保管場所に関する基準について

平成3年6月25日付け運輸省告示第340号ただし書きにより、旅客自動車運送事業用自動車の保管場所として、使用の本拠（営業所）との間の距離が2キロメートルを超える車庫を認める場合の基準については、下記のとおりとする。

平成3年6月27日

中国運輸局長

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法第21条による許可を受けて行う乗合旅客運送に関する部分に限る。）であること。
2. 当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること。
3. 営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともに、その実施方法が明確に定められていることにより管理が確実に行われること。

附 則

この公示は、平成3年7月1日から適用する。